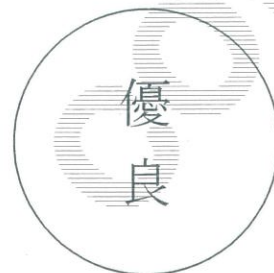


産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市若松区高須東三丁目6番9号
氏名 野坂建設株式会社
代表取締役 野坂 輝和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 10 月 7 日

許可の有効年月日 令和 11 年 10 月 6 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎（移動式を含む。））：木くず 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設（移動式兼用）①：設置場所 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1712番45

設置年月日 平成29年5月15日

処理能力 （4インチ六角スクリーン使用）

353t/日（8時間）

許可年月日 平成29年3月8日

許可番号 第608号

破碎施設（移動式兼用）②：設置場所 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1712番45

設置年月日 令和4年7月29日

処理能力 111t/日（8時間）

許可年月日 令和4年7月21日

許可番号 第646号

以下余白

3. 許可の条件

（1）移動式処理については、排出事業場敷地内において処理すること。

（2）破碎施設①については、353t/日以下の処理能力となるスクリーンを使用すること。

以下余白

（以下裏面記載）

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 2月22日 更新許可

平成17年12月28日 変更許可により中間処理（破碎（移動式））の追加

平成19年 5月 7日 変更許可により中間処理（破碎（移動式））を中間処理（破碎（移動式を含む。））へ変更

平成19年12月10日 変更届出により中間処理（焼却）の廃止

平成21年 2月22日 更新許可

平成26年 2月22日 更新許可

平成27年10月 7日 更新許可

令和 4年10月 7日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

